

『神戸市介護保険条例施行規則』 の改正の概要

1. 趣旨

介護保険サービスでのショートステイは、災害時の利用は長期に及ぶ可能性があり、法定の限度額を超えれば全額自己負担となります。利用者本人が被災によりショートステイを利用した場合に、保険給付できない利用額について、市独自の上乗せ給付を行うため、市町村特別給付として新たに「災害時ショートステイサービス」を創設します。

「災害時ショートステイサービス」の創設に伴い、神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号。以下「条例」といいます。）の一部改正（案）について、令和3年第1回定例会（2月議会）においてご審議いただき、可決されたのちには、令和3年4月1日から施行することとしています。神戸市介護保険条例の改正に伴って、条例の一部改正（案）において、規則で定めることとしている事項について定める等により、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）の改正を行うものです。

2. 災害時ショートステイサービスの概要

利用者本人が被災によりショートステイを利用した場合に、保険給付できない利用額について、市独自の上乗せ給付を行います。

1. 利用対象者

震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、一時的に居宅等において日常生活を営むことに支障が生じた居宅要介護被保険者

2. 給付対象

- ・支給限度額を超過する負担分
- ・連続30日を超えて介護保険サービスのショートステイを利用をした場合の31日目の負担分

※介護保険サービスのショートステイは、31日以上連続での利用は不可

3. 支給期間

初めて当該サービスを受けた日から起算して7日間

3. 規則改正案の概要

災害時ショートステイサービスの創設に伴い、神戸市介護保険条例施行規則で次の事項について定めます。

1. 災害時ショートステイサービスを利用できる事業所

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 120 条に規定する指定短期入所生活介護の事業について専用の居室を有する指定短期入所生活介護事業所で指定短期入所生活介護の事業を行う者からの申請に基づき市長が指定したものの。

2. 利用できる期間

災害時ショートステイサービスを受けた日から起算して7日間。

ただし、災害時ショートステイサービスが居宅介護サービス費の支給の対象となる場合は、まずは居宅介護サービス費の給付によることとし、居宅介護サービス費のみでは災害時ショートステイサービスを受けることができないときは、その日から起算して7日間とする。

なお、上記の7日間は、居宅介護サービス費のみでショートステイサービスを受けることができる日がある場合、当該日を除いて計算するものとする。

3. 支給対象とならない費用

- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ 滞在に要する費用
- ・ 理美容代
- ・ その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4. 施行日

令和3年4月1日から施行します。